



島根県報

平成30年12月21日（金）

号外 第 154 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

（市 町 村 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第89号）

1 規則の概要

農業取締法の改正に伴う引用する条項の整理（別表第1関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第89号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項事務の欄中「第8条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。